

刑事裁判の内部監査への示唆

刑事裁判の仕組	意義	内部監査への示唆
司法制度改革による新たな仕組		
(裁判員制度)		
1 国民(裁判員)の裁判への参加、事実認定・量刑決定への関与	職業的裁判官の常識と国民の法感情との乖離防止	内部監査部門が独善的な監査を行わないような仕組の導入(部外者による監査報告書の事前レビュー、事後的な品質評価等)
2 裁判員になれない職業 裁判員選任手続(質問票・質問手続、理由を示さない不選任の請求)	公平な裁判所 (裁判官の除斥、忌避、回避も同趣旨)	直近に被監査部門に在籍していた者、関連が深かった者を監査担当者にしない 監査要員の倫理研修、スキル教育 監査内容に適した監査担当者の配置、そのためのスキルマップ作成
3 法廷用語の平易化(※)	公判や評議で使う言葉を日常語化することによる裁判員の理解促進	内部監査専門用語の平易化
(公判前整理手続等)		
4 公判前整理手続(証拠開示、争点整理、証拠・証人・公判日程決定)	裁判の充実(争点の明確化) 裁判の迅速化	事前の情報収集、モニタリング、リスク評価等により予め監査項目を絞り込む 監査通知書に監査目的、監査項目、往査期間等を明示する 往査開始後なるべく早い機会に被監査部門と論点整理を行う
5 集中審理(連日開廷)	裁判の迅速化	往査は連日実施が普通
(犯罪被害者の権利・利益保護制度)		
6 被害者の刑事裁判参加制度	検察の立証と被害者感情との乖離を補完	該当無し
7 損害賠償命令制度	被害者の損害賠償請求裁判(民事裁判)負担の軽減	該当無し
従来からある仕組		
8 罪刑法定主義	立法府により法定された行為のみが刑事罰(刑事裁判)の対象、その刑罰も予め法定	該当無し<監査対象として潜在リスクは重要であり、法令・社内規定違反に限定するのは不適切>
9 強制捜査	国家の刑罰権と一体をなすもの	内部監査規定に被監査部門・関係部門の協力義務を定めるのが一般的であるが、強制力には限界あり 協力を得るため内部監査の重要性の周知・教育
10 黙秘権、弁護人選任権、接見交通権等	被疑者・被告人の防御権	個人の不正や重過失の監査では被監査者の人権に配慮(被監査者の同意取付け・協力依頼等)
11 起訴独占主義	全国一律の基準による公平な訴追権の行使	類似の機能を持った組織(リスク管理部門、コンプライアンス部門等)との機能・権限の調整、定期的意見交換
12 起訴便宜主義	被疑者の更正上の観点から、検察に起訴しないことを認める	重要性(影響度、再発可能性、不正の有無等)が低い場合は口頭注意等にとどめることを認める
13 捜査機関と裁判所の組織的分離	国家の不当な刑罰権行使から国民の人権を擁護	該当無し<内部監査ではこのような対立軸はない。ただし独善的な監査を行わないような仕組は必要>

刑事裁判の仕組	意義	内部監査への示唆
14 公開裁判	傍聴人の存在による公正な裁判の確保	監査報告の場に被監査部門や関係部門を同席させる
15 疑わしきは被告人の利益に無罪推定の原則	被告人の人権擁護の観点と強制捜査が可能な原告の高い証拠収集能力から、挙証責任を原告に負わせるもの	該当無し<監査・被監査部門それぞれの主張について、それぞれが挙証責任を負う>
16 起訴状一本主義	裁判官・裁判員の予断排除	該当無し<内部監査の充実・迅速化のため、事前の情報収集、モニタリング、リスク評価等は必要不可欠。ただし事前情報に左右されない監査を行うための教育・訓練は必要>
17 証拠裁判主義 証拠能力（自白法則、伝聞法則、違法収集証拠排除法則等）	事実の認定は証拠能力ある証拠による	監査要員の監査証拠収集・評価能力向上のための指導・研修 被監査部門に対し監査証拠開示、反論機会提供 レビューア－の設置
18 自由心証主義	証拠の証明力（信用力と証拠価値）は裁判官・裁判員の自由な判断に委ねる	自由心証主義を前提に、監査要員の倫理研修、スキル教育
19 多数決による評決		該当無し<多数決は不適であり、監査報告書は監査部門長や監査主査の責任で作成すべき>
20 上訴	未確定の裁判で事実認定の不当、量刑への不服に対する救済手段	被監査部門との十分な話し合い 合意できない場合は監査報告書に両論併記 社長等への上訴制度は不適
21 刑の執行	強制力あり	内部監査規定に改善勧告の実施義務を定めるのが一般的だが、勧告に強制力はなく、改善実施は執行部門の判断と責任の下に実施される 改善実施の重要性についての社内教育 対応状況のフォローアップ
22 一事不再理効	判決が確定した事件について再度被告の刑事責任を追究することはできない（被告をいつまでも不安定な状況におかない）	該当無し<内部監査の主目的は改善であり、事実認定・処方箋の誤りに気づいたときは再度監査すべき>
23 再審	確定判決の事実認定の不当に対する非常救済手段	被監査部門から監査報告書の重大な誤りを指摘されたときは、メンツを捨て再度監査する

(注) ※印は運用上の仕組